

会計検査院における個人情報の開示等手続の電子化実施要領
(平成17年3月28日会計検査院長)

第1 目的

この要領は、個人情報保護委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第2号）に基づき、並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）を実施するため、会計検査院における個人情報保護法の手続の電子化に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 会計検査院個人情報開示請求等受付システム

- (1) 会計検査院に、電子情報処理組織を利用して個人情報保護法に基づく申請等の受付を行うため、会計検査院個人情報開示請求等受付システム（以下「システム」という。）を設置する。
- (2) システムを利用して申請等を行うことができる手続は、次に掲げるものとする。
 - 個人情報保護法第77条第1項に基づく開示請求
 - 個人情報保護法第91条第1項に基づく訂正請求
 - 個人情報保護法第99条第1項に基づく利用停止請求

第3 申請等を行う者の使用に係る電子計算機に関する技術的基準

第2(2)に掲げる申請等を行う者（以下「申請者」という。）の使用に係る電子計算機は、次に掲げる機能を備えたものでなければならないものとする。

システムと通信を行う機能

システム上の開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書の各様式に必要な事項を入力することができる機能

第4 申請等における本人確認手続

申請者は、次の(1)及び(2)に掲げる書類を会計検査院に送付するものとする。ただし、(1)の書類を保持していないなどやむを得ない理由により送付できない場合には、(1)の書類に代えて、会計検査院長が適当と認める書類によることができる。

- (1) 次に掲げる書類のいずれかで、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書に入力した氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているものを複写機により複写（コピー）したもの

運転免許証

個人番号カード

在留カード

特別永住者証明書

その他法令の規定により交付された書類であって、申請者が本人であることを確認できるもの

- (2) 住民票の写しその他申請者が(1)に掲げる書類(第4ただし書の書類を含む。)に記載された本人であることを示すものとして会計検査院長が適当と認める書類(申請等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

第5 代理人の資格証明手続

- (1) 申請者が法定代理人である場合には、第4に定める書類とともに、法定代理人であることを証する戸籍謄本その他その資格を証明する書類(申請等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を会計検査院に送付しなければならない。
- (2) 申請者が任意代理人である場合には、第4に定める書類とともに、任意代理人であることを証する委任状(申請等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を会計検査院に送付しなければならない。

第6 開示請求手数料の納付

第2(2)に掲げる申請等に係る開示請求手数料は、開示請求を行った日、開示請求者の氏名及び会計検査院から通知する受付番号を記載した書面に収入印紙を貼り、これを会計検査院に送付して納付するものとする。

第7 開示請求手数料の免除

- (1) 特定個人情報の開示請求について番号法施行令第33条第1項に規定する手数料の免除を受けようとする申請者は、同条第2項に規定する免除を求める理由を記載した開示請求に係る手数料の免除請求書を会計検査院に送付しなければならない。
- (2) 会計検査院は、(1)の申請書の送付を受けたときは、その内容を審査して、免除を行うかどうかを決定し、その結果を申請者に対して通知する。

第8 利用規約

申請者は、次に掲げる利用規約に同意しなければならないものとする。

利用時間

会計検査院は、システムの保守等の必要があるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができること。

禁止事項

システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止すること。

ア システムを開示請求、訂正請求又は利用停止請求以外の目的で利用すること。

イ システムへの不正な接続を行うこと。

ウ システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

エ システムに対し、不正プログラムを故意に混入すること。

免責事項

会計検査院は、利用者がシステムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないこと。

利用規約の変更

会計検査院は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、利用規約を変更することができること。

利用規約の変更後に、利用者がシステムを利用したときは、利用者は、変更後の利用規約に同意したものとみなすこと。

附 則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年６月２９日）

この改正要領は、平成２４年７月９日から施行する。

附 則（平成２７年３月３０日）

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年１０月２０日）

この改正要領は、平成２８年１０月２０日から施行する。

附 則（令和元年１２月１６日）

この改正は、令和元年１２月１６日から施行する。

附 則（令和４年３月２５日）

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１１月２１日）

この改正は、令和６年１２月２日から施行する。

附 則（令和８年２月１０日）

この改正は、令和８年２月１０日から施行する。